

2014年1月7日

「平成24年金融商品取引法等改正(総合取引所関係)に係る政令・
内閣府令案等(行為規制に係る部分を除く)について」
(平成25年12月13日公表)に関する意見

適格消費者団体
特定非営利活動法人
消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳
〒540-0033大阪市中央区石町
一丁目1-1天満橋千代田ビル
TEL 06-6920-2911 FAX 06-6945-0730
Mail: info@kc-s.or.jp

当団体は、消費者全体の利益擁護を図り、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士及び司法書士らで構成され、内閣総理大臣により消費者契約法13条に基づく認定を2007年8月23日に受けた適格消費者団体です。当団体は、適格消費者団体として、関西地域の7府県を主な活動エリアとし、様々な消費者契約に存在する不当な勧誘行為や不当な契約条項の是正を求めて申入れや差止訴訟を行い、消費者契約の適正化に寄与しています。

平成24年金融商品取引法等改正(総合取引所関係)に係る政令・内閣府令案等(行為規制に係る部分を除く)について、適格消費者団体として次のとおり意見を提出します。

1 意見の趣旨

商品先物取引については、引き続き不招請勧誘規制を維持すべきであり、同規制の緩和撤廃に反対する。

このたびの政令・内閣府令案等においては、なお当該事項についての帰趨が不明であるが、将来、当該事項に関する事項を規定する場合においては、商品

先物取引に係る不招請勧誘規制を緩和することのないよう強く要請する。

2 意見の理由

今回の意見募集については行為規制に係る部分が除かれているが、商品先物取引の不招請勧誘規制に関しては、この間、当団体を含む多くの団体から少なくとも現状の規制を維持すべき旨の意見が表明されているものと承知している。貴庁におかれては、消費者保護と商品先物取引事業の健全な発展の観点から、これらの意見を踏まえた検討を進めていただくよう請うものである。

不招請勧誘とは、「消費者からの要請がないにもかかわらず業者から一方的に行われる勧誘」のことであり、訪問販売、電話勧誘が代表的なものであるが、パソコンや携帯電話に送りつけられてくる広告メール、いわゆる迷惑メールや一方的に郵送されてくるダイレクトメールもこれに該当する。

商品先物取引については、消費者にとって複雑で理解が難しい取引であるために、勧誘事業者から消費者に不利益な取引を持ちかけられても、消費者が適切に判断して取引を行うことが容易ではない。他方で、取引金額が高額となる場合が多く、商品取引業者らによる勧誘行為によって消費者が不測の損害を被り、その被害が甚大なものとなるおそれがあるため、そのような不測の損害の発生を防止する必要性から、2011年1月、商品先物取引法、同法施行令及び同法施行規則により不招請勧誘の禁止規定が導入された。

今般、2012年の改正金融商品取引法の施行にともなう、総合取引所構想の下、取引所において行われる商品先物取引について不招請勧誘規制の撤廃が検討されており、2012年の産業構造審議会商品先物取引分科会において、一部委員から同規制の見直し意見が出されたが、不招請勧誘規制はなお維持すべきことが結論づけられた。

しかしながら、過去に商品先物取引被害が発生した主な原因として、不招請勧誘により消費者が十分な判断ができないまま複雑な取引に巻き込まれたということが挙げられるのであり、不招請勧誘の禁止はこれらの被害防止のために適切かつ合理的な規制である。今般、不招請勧誘規制の撤廃が行われることにより、深刻な被害が再び発生拡大する可能性が否定できない。

当団体においては、様々な消費者被害の発生拡大を予防すべく、これまで多くの消費者契約の条項や、契約締結に至る勧誘行為の問題点を検討してきた。

その中で感じられるのは、消費者契約締結過程においては、消費者と事業者との間に情報の質、量並びに交渉力には大きな格差が存在しており、消費者は不利益な契約条項を押しつけられたり、不当な勧誘行為にさらされるということである。そして不招請勧誘の場合はこれらのおそれが増大する傾向が顕著であるといえる。

前記のとおり、複雑な取引で高額の消費者被害が発生するおそれが高い商品先物取引について、不招請勧誘規制を撤廃すれば、再び甚大かつ深刻な消費者被害を発生させることにつながる可能性がある。むしろ、本来の規制のあり方としては、金融商品の取引所取引についてもさらに不招請勧誘規制を設ける等、同規制を強化するべきであると考えられる。

そこで、消費者被害の発生拡大を予防し、商品先物取引事業の健全な発展を促す観点から、すみやかに商品先物取引を改正金融商品取引法の下においても不招請勧誘禁止の対象に追加すべきである。そうすることによって、少なくとも商品先物取引に係る不招請勧誘規制が現状より緩和されることのないようにすべきである。

以上